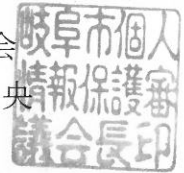


答 申 第 192 号  
平成 28 年 9 月 7 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 萩原 聡 氏



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)第10条第3項の規定に基づき、平成28年8月31日付け岐阜市民市第334号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

#### (1) 事案の概要

岐阜県（以下「県」という。）は、県民の健康づくりを推進するために策定した第2次ヘルスプランぎふ21（平成25年3月策定）を評価するとともに次期ヘルスプランぎふ21のほか、県の保健関連計画（第6期保健医療計画（平成25年3月策定）、第2期医療費適正化計画（平成25年3月策定）、第2次がん対策推進計画（平成25年3月策定）及び第2次食育推進基本計画（平成24年3月策定）をいう。）の策定のための資料とするため、県民の生活習慣及び健康に関する状況及び意識を把握することを目的とした県民健康意識調査を実施する。

調査対象者への調査票の配付に当たり、岐阜市の調査対象者に関する住所等の個人情報を保有していない県医療保健課から健康部健康増進課に対し、調査対象者の抽出及びタックシールの作成の協力の依頼があった。

そのため、調査対象者の抽出作業及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

#### (2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象者の郵便番号、住所及び氏名

### 2 意見

原案どおり認める。